

岩手県告示第772号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年10月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩渕工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字田小路7番地
 - ウ 代表者の氏名 岩渕務
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第4868号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年10月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社盛岡電熱
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市仙北一丁目3番48号
 - ウ 代表者の氏名 吉田隆夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20275号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月17日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年10月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 火の土左官工業
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町下有住字奥火の土26番地
 - ウ 代表者の氏名 千葉良一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第90046号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月16日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。